

04

学校での相談や支援



(教育支援センター)

学校では、教育的な支援が必要な子ども一人一人に対して、よりきめ細やかな教育をすすめるための学びの場を設けています。

特別支援学校

特別支援学校では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の子どもを対象にし、子どもたちの教育的ニーズに応じ、教育内容や方法を工夫し、専門性の高い、きめ細やかな指導をおこないます。個別の教育支援計画および指導計画に基づき、将来の自立に向けて一人一人の障害の状況に応じた指導支援を実施します。(県立特別支援学校は通学可能な学区が決まっています。)

市立小・中学校

特別支援学級

特別支援学級は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害のある子どもを対象としています。子どもの特性に合わせて、特別な教育課程を編成し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行います。(児童生徒の在籍状況によって、学級の設置は学校ごとに異なります。)

交流及び

共同学習

通常の学級

通常の学級では、発達障害等、比較的軽度の障害のある児童生徒に対して通常の学級の学年に応じた教育課程に基づきながら、必要に応じて個別の指導計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。

通級指導教室

通常の学級に在籍し、言語障害や発達障害があつて、個別の指導計画に基づく支援を受けている児童生徒を対象とし、各教科等の、大部分の授業を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を、一部分のみ通級指導教室で行います。通級指導教室は、校内に設置されている場合と他校に通級する場合があります。学校からの申し込みによって必要性が検討され審議されます。

*特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室での指導を行う子どもの障害種別及び程度は法令等で定められています。また、就学先(学校、学級、種別)は、法令等で定められた種別および程度に基づいて審議されています。



就学相談について

就学にあたって、心身の発達の状態や障害によって、特別な教育的支援が必要な子どもに、適切な教育を保障するために行う就学先決定のための相談(就学相談)を実施しています。期限内に在籍する園や学校を通して申し込む必要があります。



就学相談について

時 期	内 容	備 考
前年度～ (例：4歳児クラス)	① 在籍する園・学校で就学先についての相談を行う ② 発達相談 ③ 特別支援学校や特別支援学級の見学、体験、相談 (園・学校を通して申し込み)	
6月中旬	園・学校を通して就学相談の申し込みを行う	
7～8月	夏休みの就学相談会 望ましい就学先を総合的に検討する ・本人の様子 ・本人・保護者の意見 ・園・学校などの意見 ・関係機関(発達相談等)からの情報提供 など	市の教育支援委員会による審議によって総合的に判断される
9月	① 就学相談結果が在籍校園と就学予定校に届く ② 就学予定校等での見学、体験、相談など	
10月中旬	就学先の決定 本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として最終決定する	
2～3月	園・学校と就学予定校による引継ぎ	

◎学区外の小中学校への通学を希望する場合には別途手続きが必要になります。

◎副籍(副次的な学籍)制度:保護者からの申請により、障害のある児童が居住地を通学区(学区)とする小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための仕組みです。(詳細は滋賀県のホームページに記載)

※就学相談の詳細情報は教育支援センターのホームページでご確認ください。

名 称	場 所	電話番号	2次元コード
教育支援センター	浜大津四丁目1-1 (明日都浜大津1階)	527-5525	